

戸籍のフリガナ制度に 関連する詐欺に注意!!

<相談事例>

戸籍のフリガナについて、国の機関から私の氏名が記載されているハガキが届いた。フリガナが間違っていたら連絡するように書いてあるが、なんだか怖い。詐欺ではないだろうか。(70歳代 女性)

令和7年5月の改正戸籍法施行により、本籍地の市町村から住民に対し、戸籍に記載される予定のフリガナが通知されています。

法務省や市町村の職員をかたった詐欺にご注意ください

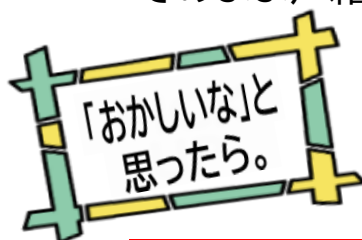
法務省や市町村が金銭を支払うよう要求することはありません

届出に手数料はかかりません

通知されたフリガナが誤っている場合は必ず届け出る必要がありますが、このフリガナの届出に手数料はかかりません。

届出しなくても罰則はありません

届出をしなくても、通知された氏名のフリガナがそのまま戸籍に記載されます。



- ✧ お住いの区役所市民課戸籍係
- ✧ 最寄りの警察署または警察相談専用電話 #9110
- ✧ **消費生活センター** に **ご相談** ください

※通話料はすべて有料です

消費者ホットライン ☎188(いやや)

～ あなたの地域の消費生活センターにつながります ～

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】	☎ 861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎ 582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎ 951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】	☎ 641-9782

※門司、若松、八幡東の各区相談窓口での面談は、
消費生活センター ☎ 861-0999 へご相談ください。



まもりん



まもりん